

一、此の如き大規模の事業は、政府の補助なくしては成し得ない。従つて、政府の補助を請求する事は、当然の事である。

二、此の事業は、農民の利益を保護し、農民の生活を安定させる事に資するものである。従つて、政府の補助を受ける事は、農民の利益を保護するに資するものである。

三、此の事業は、農民の生活を安定させる事に資するものである。従つて、政府の補助を受ける事は、農民の生活を安定させるに資するものである。

四、此の事業は、農民の生活を安定させる事に資するものである。従つて、政府の補助を受ける事は、農民の生活を安定させるに資するものである。

五、此の事業は、農民の生活を安定させる事に資するものである。従つて、政府の補助を受ける事は、農民の生活を安定させるに資するものである。

六、此の事業は、農民の生活を安定させる事に資するものである。従つて、政府の補助を受ける事は、農民の生活を安定させるに資するものである。

七、此の事業は、農民の生活を安定させる事に資するものである。従つて、政府の補助を受ける事は、農民の生活を安定させるに資するものである。

八、此の事業は、農民の生活を安定させる事に資するものである。従つて、政府の補助を受ける事は、農民の生活を安定させるに資するものである。

九、此の事業は、農民の生活を安定させる事に資するものである。従つて、政府の補助を受ける事は、農民の生活を安定させるに資するものである。

十、此の事業は、農民の生活を安定させる事に資するものである。従つて、政府の補助を受ける事は、農民の生活を安定させるに資するものである。

福岡老人協同會大連支所

財團法人協同會大阪支所

政府ノ金ヲ失業者ニ仕事ヲ與ヘロー

(4) 大衆ニ利益ヲ見セロー

ドンナニ立派ナスローガン、題目ガアツテモ、結局集ツテ演説シ、決定シ、交渉シ、デモツタマケテ何ニモナラナカッタ。時間ヲ忙シイノニ費シタマケ損ダツタ、ト云フヤウデハ如何ナル精緻的ナ立派ナ言葉ヲ精神バカリガアツテモ大衆ハ何トモ思ハナイダラウ。彼ケテ闘争スル元氣、集會ニ出テ來ル力ヲ失フデアラウ。先ズ何カ利益ガ現實ニ眼ニ見ヘルヤウニシナケレバナラヌ。又即時出來ナクトモコレナラヤレソウダ面白イソト希望ヲ持タサネバナラヌ。

茲ト二人運レデ農民ハ集ツテ來ルノダカラ農會ノ會員割ガ無クナツタトカ、戸數割ガ少シ下ツタトカ、盆節季ガ來テモ安心ダトカ、電燈會社ガヤカマシク云ハナクナツタトカ、高利貸ガ餘リ來ナクナツタトカ、地主ヤ村會議員ガ頭ヲベコベコシカケタトカ云